

一般社団法人 終活パートナー士業協会 利用規約

第1条（目的）

本規約は、一般社団法人 終活パートナー士業協会（以下「当法人」という）が提供するサービス（以下「本サービス」という）を利用して、活動される会員の方を対象とし、ご利用頂く場合の諸条件を定めるものです。

第2条（会員について）

- 1 本規約が適用される会員は、次の各号を満たす個人又は法人であって、本規約を承諾の上、当法人が定める所定の方法により申込みを行い、当法人が承認した方（以下「会員」という）とします。
 - (1) 日本国内で定める弁護士、司法書士、行政書士のいずれかの登録がされていること
 - (2) 申告する情報のすべての項目に関して、虚偽がないこと
 - (3) 過去に第9条に定める資格の停止または解除をされたことがないこと
- 2 本サービスを利用することができるのは、会員のうち、当法人が定める講義等を受講した会員とします。なお法人会員にあっては、前項各号を満たす法人の構成員個人であって、同講義等を受講した方とします。
- 3 会員資格は、他人に貸与、転売、譲渡等することはできません。
- 4 会員資格は当法人が承認をしてから1年間とし、期間が満了する日の1か月前までに、当事者のいずれからも更新を拒絶する旨の書面又は電磁的方法による通知により申し入れが行われなかった場合、会員資格は従前と同一の条件で自動的に1年間更新されるものとし、以後も同様とします。

第3条（本規約の適用）

- 1 本規約は、会員として活動する一切の場合について適用されるものとし、会員として活動するに際し本規約の内容をすべて承諾したものとみなします。
- 2 当法人が、会報その他の書面、また当法人の運営するウェブサイト（以下「HP」）上において随時提示する個別の利用条件等（以下「個別利用条件等」）も、本規約の一部を構成するものとします。
- 3 本規約本文の定めと、個別利用条件等の定めと異なる場合は、当該個別利用条件等の定めが優先して適用されるものとします。

第4条（本規約の変更）

- 1 円滑な運営のために必要と判断される場合は、理事の議決による承認を得て、本規約を変更することができるものとします。
- 2 前項による本規約の変更は、当法人のHPの掲示等、その他当法人が適当と判断する方法で会員に通知することにより、その効力を生じるものとします。

第5条（本サービスについて）

- 1 会員は、当法人とグループ関係にある想いコーポレーション株式会社（以下、「想いコーポレーション」という）が提供する完璧プラン契約又は万全プラン契約を締結されたお客様（以下、「お客様」と

いう)の公正証書作成等(公正証書遺言(又は自筆証書遺言)・死後事務委任契約・任意後見契約)やそれに付随する業務(お客様ご逝去後の遺言執行業務等)について、想いコーポレーションから依頼があった場合に、これを受けることができるものとします。

なお、この場合の報酬については想いコーポレーションとの協議によりますが、会員は、同社(ひいてはお客様)からの提示額を尊重して報酬額を定めるものとします。

- 2 前項の依頼については、お客様から指定があった場合を除き、想いコーポレーションの各担当者が会員の内外を問わず適宜決めるものとし、会員は前項の依頼が発生しない場合があることについても予め承諾するものとします。
- 3 会員は、当法人による講義、資料の提供等を受けて、当法人の活動趣旨及び第14条に定める範囲で終活に関わる研鑽等に使用することができるものとします。

第6条(会員の申込みの拒絶等)

当法人は、会員の申込者が次の各号に該当する場合、申込みを認めない場合があります。

- (1) 申込書に偽名を含む虚偽の事項を記載した場合
- (2) 申込者が本規約に反するおそれのある場合
- (3) その他、全各項に準ずる場合で、当法人が会員と認めるに適當でないと判断した場合

第7条(会員の氏名及び住所等の変更)

- 1 会員は、その氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス等に関する事項に変更があったときは、当法人が定める方法により、その旨を当法人に通知する必要があります。
- 2 前項の規定による変更通知の不在によって、当法人から会員への通知、連絡、書類等が遅延または不達になったとしても、当法人はその責を負わないものとします。

第8条(会員の資格の喪失)

会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、その資格を喪失します。

- (1) 会員から退会の申出がなされ、当法人がこれを受理したとき
- (2) 本人の死亡又は法人の解散
- (3) 会員の資格が、停止または解除されたとき

第9条(会員の資格の停止・解除)

当法人は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該会員に対し事前に通知及び勧告することなく、当該会員の資格を停止または解除することがあります。

【資格停止になる場合】

- (1) クレームが年間で3件発生した場合には、1年間の資格停止

【資格停止または解除になる場合】

- (1) 内外の諸法令または公序良俗に反する行為を行ったとき
- (2) 当法人、他の会員または第三者の商標権、著作権、財産、プライバシーを侵害した場合
- (3) 当法人、他の会員または第三者を誹謗中傷したり、その情報を流したとき

- (4) 申込書の虚偽の事項を記載したことが判明したとき
- (5) 当法人の名誉と信用を失墜させる行為があったとき
- (6) 本規約に違反した場合
- (7) その他、当法人が会員として不相当と判断した場合

第10条（措置）

会員の資格が失われた場合は、会員としての権利の行使を停止し、当法人に対し債務があった場合は速やかに精算することとします。

第11条（名称及び商標等の利用）

当法人が定めた名称及び商標等を個人的に利用する場合は、当法人の承認を得る必要があります。

第12条（禁止行為）

会員は無断で当法人の名称、またその活動趣旨・活動内容を利用して、個人や他の特定団体の利益等を目的とした宣伝活動や営業活動を行ってははいけません。

第13条（個人情報の保護）

お客様の個人情報（氏名、住所、電話番号、電子メールアドレスや業務上知りえた情報等）は、プライバシー保護のため、その取扱いに十分に注意し、第三者に個人情報を譲渡や売却したり、その内容の一部または全部を何らかの媒体に公表してはいけません。

会員の故意または過失により、個人情報の漏洩等が発覚した場合には法的措置を取らせて頂くことがあります。

第14条（知的財産の保護）

当法人が作成し、発行する全ての資料・データ等については、無断で他の媒体に掲載をしたり、第三者に譲渡や売却をしたり、公表してはいけません。

第15条（損害賠償）

会員が本規約および本規約に基づく諸規則に違反した場合またはそれに類する行為によって当法人が損害を受けた場合、当該会員は当法人が受けた損害を賠償することとします。

第16条（規定の効力が及び範囲）

会員の資格が停止または解除された場合でも第11条ないし第15条の規定は継続されます。

第17条（反社会的勢力の排除）

- 1 会員は、現在および将来にわたり、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等その他これに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）に該当しないこと、および次の各号のいずれかに該当しないことを、当法人に対して確約する

ものとしします。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2 会員は、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを、当法人に対して確約するものとしします。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 脅迫的な言動、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当法人の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為

第18条（免責事項）

- 1 当法人は、会員に生じた損害について、本規約について明示的に定める場合を除き、一切の責任を負わないものとしします。
- 2 当法人は、会員同士または会員と第三者との間に生じた紛議・紛争に対して一切の責任を負わないものとしします。

第19条（合意管轄裁判所）

会員と当法人との間で、万一訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

第20条（規定の追加）

本規約に定めのない事項で必要と判断される事項については、理事の議決を経て順次定めるものとしします。

附則 本規約は 2024年2月1日より実施します。